

## ～ 長崎市・佐世保市を除き 特別警戒警報から警戒警報へ ～

令和3年2月5日 長崎県発表

### ◎ 引き続きのお願い

#### 《県民の皆様へ》

- ① 3月7日まで県外との不要不急の往来自粛をお願いします。
- ② 長崎市・佐世保市では、2月21日まで、不要不急の外出自粛をお願いします。
- ③ その他の地域でも、外出時には、場面の切り替わりや共用部分(蛇口やドアノブ等)への接触に注意し、こまめな消毒に努めてください。
- ④ 特に飲食や高齢者等との接触の際には、感染防止に最大限の注意を払ってください。

#### 《事業者の皆様へ》

- ① 福祉施設や飲食店等におけるクラスターの発生を防止するため、N-CHATの積極的な活用をお願いします。  
⇒ N-CHAT 導入施設に対しては、一人でも嗅覚・味覚異常の入力があった場合、施設管理者に対して直接アラートメールによる注意喚起を行います。
- ② 事業者団体向けに、自主的なPCR検査の実施、N-CHATの活用方法等に関する、電話相談窓口を開設しますので、積極的な活用をお願いします。  
(実施主体: 県薬剤師会)
- ③ 医療機関や福祉施設の職員等に対する定期的なPCR検査を実施しますので、ご協力をお願いします。  
⇒ 県と長崎市は実施中、佐世保市は実施に向けて調整中
- ④ 在宅勤務等の一層の推進にご協力をお願いします。

#### 《町民の皆様へ》

町民の皆様におかれましては、島外への訪問は、改めてその必要性をご検討いただきますとともに、お出かけの際は、マスクの着用、手指の消毒、3密の回避など、引き続き感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、島外から戻られましたら、その後の健康管理に十分注意していただきますようお願いいたします。

自分自身の命と、周りの大切な人たちの命を守るため、「ウイルスを持ち込まない」、「蔓延させない」よう、引き続き慎重な行動へのご協力をお願いいたします。